

公益財団法人日本眼科学会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

役員及び評議員の報酬等は、公益財団法人日本眼科学会定款（以下「定款」という。）第 13 条及び第 28 条に定めるとおり無報酬とする。

附 則

この規程は、公益財団法人日本眼科学会の移行登記日より施行する。